

【現行】

(8) 酒田市亀ヶ崎記念会館

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分	使用料
高校生以下	全面1時間につき 210円
	半面1時間につき 100円
一般	全面1時間につき 430円
	半面1時間につき 210円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 100円
一般	1人1回につき 210円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 電気使用料

使用料
1時間につき 100円

【令和元年10月1日改正】 消費増税内容

(8) 酒田市亀ヶ崎記念会館

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分	使用料
高校生以下	全面1時間につき 220円
	半面1時間につき 110円
一般	全面1時間につき 440円
	半面1時間につき 220円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 電気使用料

使用料
1時間につき 110円

【令和2年4月1日改正】 使用料見直内容

(7) 酒田市亀ヶ崎記念会館

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分	使用料
高校生以下	全面1時間につき 150円
	半面1時間につき 70円
一般	全面1時間につき 300円
	半面1時間につき 150円

→入場料を徴収する場合等は割増料金となります。

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

→ア の使用料に含まれます。